

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月31日

横浜市契約事務受任者
横浜市旭区長 榎藤 由紀子

1 契約の概要

ナラ枯れの被害木や枯損木を含む危険樹木の伐採

2 履行場所

あたご第二公園(旭区白根二丁目31)

3 契約日

令和4年12月16日

4 履行日又は履行期間

令和5年1月31日まで

5 契約金額

3,956,260円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 井原造園株式会社 代表取締役 井原 信夫
住所 神奈川区羽沢町1198番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

現在委託にて実施している当公園の樹木伐採作業中、委託契約の範囲の周辺および公園外周部において、ナラ枯れによる枯枝が新たに多数確認された。早急に伐採しなければ公園利用者や民家に被害を及ぼす危険性があったため。

8 契約の相手方の選定理由

現在「旭台中央公園ほか45公園危険樹木除去植栽整備委託」を受託し、同公園内で作業している業者であり、現場を十分に把握しており、早急に対応可能な業者であったため。

9 所管課

旭区旭土木事務所